

1 岐阜市宿泊税について

2 岐阜市宿泊税のしくみ

令和7年8月
岐阜市ぎふ魅力づくり推進部

目 次

1 岐阜市宿泊税について

(1)導入目的	-----	1 P
(2)導入効果	-----	1 P
(3)宿泊税の使途	-----	1 P

2 岐阜市宿泊税のしくみ

(1)課税客体・納税義務者	-----	2 P
①宿泊とは		
②宿泊者（納税義務者）とは		
(2)徴収方法	-----	3 P
①特別徴収義務者とは		
②求償権とは		
(3)宿泊税額	-----	4 P
①宿泊料金とは		
(4)課税免除	-----	7 P
①年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		
②学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の行事として行われる旅行に参加する者		
(5)特別徴収義務者交付金	-----	8 P
①交付対象者		
②交付金の額		
(6)その他	-----	9 P
①過料		
②減免		
③罰則		
④制度の見直し		

1. 岐阜市宿泊税について

(1)導入目的

人口減少や少子高齢化の進展による地域経済活動の縮小が懸念される中で、裾野が広く様々な産業に経済波及効果が及び、交流人口を拡大させ地域経済の活性化に貢献する観光振興の重要性はますます高まっています。

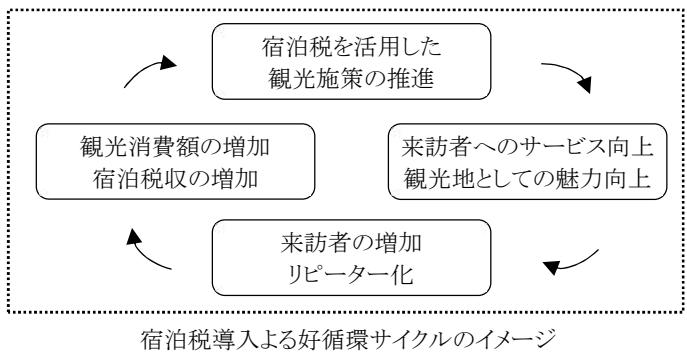
岐阜市の観光入込客数は、コロナ禍を経て回復基調にあるものの、旅行者ニーズの多様化や円安など観光を取り巻く環境は激変しており、今後もこうした状況の変化に的確に対応しながら、観光振興の取り組みを強化・拡充していくことが重要です。

また、市の財政面においても、人口減少に伴い大きな税収増が見込めない中、社会保障費や物価高騰に伴う諸経費の増大により厳しさを増しており、将来に向け観光振興の強化・拡充策を継続的に展開していくためには、既存の財源に頼らない新たな安定財源を確保していく必要があります。

こうした中、市内宿泊事業者をはじめ関係者等の意見聴取やパブリックコメントなどを実施しながら、一定規模の収入を安定的に見込むことができる、法定外目的税である「宿泊税」を導入することとしました。

(2)導入効果

宿泊税は、観光振興の目的（使途）に沿った財源であり、効果的に活用することで観光地としての魅力や来訪者の満足度向上を図り、それによって国内外からの交流人口、宿泊者数の拡大につながり、その宿泊税収で観光振興をさらに拡充する、という好循環サイクルが期待されます。



(3)宿泊税の使途

使途は、広く観光振興に充てることで、主に以下の4つの柱の取り組みを行います。

- ・観光客に選ばれるまち－誘客促進・プロモーション事業－
- ・何度も訪れたくなるまち－おもてなし向上事業－
- ・観光資源の創出－魅力向上事業－
- ・観光インフラ整備等

原則、岐阜市及び（公財）岐阜観光コンベンション協会が実施する新規・拡充事業に充てます。

⇒ 具体的な事業構築に向けて、観光関係事業者と意見交換を重ねながら進めます。

2. 岐阜市宿泊税のしくみ

(1) 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、市内に所在する旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル、簡易宿所、又は住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下「宿泊施設」といいます。）への「宿泊」です。

宿泊税は、令和8年4月1日（岐阜市宿泊税条例の施行日）以後の宿泊施設への「宿泊^①」に対し、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）^②に課税されます。

注) 課税開始日（令和8年4月1日）前から課税開始日をまたぐ宿泊（4月1日チェックアウト）は課税対象になりません。

注) 令和8年4月1日より前に予約があった場合でも、4月1日以降の宿泊分から課税対象となります。

①宿泊とは

一般的に寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊か判断します。

- ・その利用行為が契約上、宿泊としての取扱いであるもの
- ・上記以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

注) 本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

<旅館業法の許可が必要な宿泊とは>

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・宿泊料金を徴収している（名称は問わない）
- ・社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

宿泊の判断例

例1) 事前に宿泊契約をした上で、午前0時を超えてからチェックインした場合

⇒ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は課税対象なりません。

例2) 客室を日帰りで利用する場合（デイユースの場合）

⇒ 日をまたぐ利用でないため、課税対象なりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

例 3) 休憩・その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ 6 時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が日をまたぐ 6 時間以上の利用であるかどうかで宿泊の判断を行います。

例 4) ウィークリーマンション等の場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は、課税対象にはなりません。

例 5) キャンセルした場合

⇒ 宿泊行為がないため、課税対象にはなりません。

②宿泊者（宿泊税の納税義務者）とは

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。

注) 宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が宿泊者となり、宿泊者が宿泊税の納税義務者となります。

(2) 徴収方法

岐阜市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、岐阜市へ申告と納入をしていただく「特別徴収制度」とします。

特別徴収制度においては、宿泊者（納税義務者）が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者^①がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。なお、特別徴収義務者には「求償権^②」が認められます。

①特別徴収義務者とは

宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業法の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法の届出をした者が該当します。ただし、これ以外の者が宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊施設以外の者にある場合など）には、その者を岐阜市が特別徴収義務者として個別に指定する場合があります。

特別徴収義務者は、宿泊税の徴収・申告・納入のほか、各種申請や帳簿の保存等を行っていただく必要があります。

②求償権とは

他の人の債務を代わりに支払った場合に、その支払った金額を本来の債権者に請求できる権利のことです。

(3)宿泊税額

宿泊者1人1泊あたり200円です。

注)宿泊料金^①がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

①宿泊料金とは

食事代や消費税等を除き、サービス料金等を含んだ金額です。

【宿泊料金に含まれるもの例】

- 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

[清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料など]

【宿泊料金に含まれないものの例】

- 下記については、宿泊料金から控除します。

[食事代、遊興費、会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額、消費税、地方消費税、入湯税等の税、自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等、宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額、宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料]

宿泊料金の判断例

例1) 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

- ⇒ 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。ただし、無料で食事等が提供される場合は、食事代等の対価に相当する金額がないものとして、その料金金額を宿泊料金とします。
- ⇒ エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を控除した金額を宿泊料金とします。

例2) 企画旅行、手配旅行における宿泊料金

- ⇒ 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人あたりの金額を宿泊料金とします。
- ⇒ 手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した1人あたりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例 3) 1人あたりの料金が不明な場合の宿泊料金

⇒ 1室を単位として料金が設定されているなど、1人あたりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊あたりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除して得た額を1人あたりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人あたりの宿泊料金を算出します。
(計算例①②参照)

<留意点>

- ・エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。(計算例③参照)
- ・宿泊料金の総額に幼児料金、子供料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれている場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総額から除外します。(計算例④参照)

計算例) 1室1泊税抜き 20,000円(ツインルーム)の場合

①大人1人で宿泊(シングルユース)

$$20,000\text{円} \div 1\text{人} = 20,000\text{円} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 200\text{円} \times 1\text{人}$$

②大人2人で宿泊

$$20,000\text{円} \div 2\text{人} = 10,000\text{円} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 200\text{円} \times 2\text{人}$$

③大人3人で宿泊(エキストラベッド7,000円を追加)

$$(20,000\text{円} + 7,000\text{円}) \div 3\text{人} = 9,000\text{円} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 200\text{円} \times 3\text{人}$$

④大人2人、乳児1人で宿泊(ベビーベッド2,000円を追加)

$$20,000\text{円} \div 2\text{人} = 10,000\text{円} \Rightarrow \text{宿泊税額 } 200\text{円} \times 2\text{人}$$

$$2,000\text{円} \div 1\text{人} = 2,000\text{円} \Rightarrow \text{宿泊税額 } \text{なし} \quad \text{※小学生以下の者は、課税免除}$$

例 4) 宿泊料金の割引・優待等があった場合やポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金

⇒ 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。

例) 宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者が無料にした場合

→ 宿泊料金は割引後の0円 ⇒ 宿泊税額 非課税

⇒ 宿泊施設の経営者自らのサービス以外(宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金とします。

例) 宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを20,000円分利用した場合

→ 宿泊料金はポイント利用前の20,000円 ⇒ 宿泊税額 課税

例 5) 補助金・助成金（第三者からの支払い）があった場合における宿泊料金

⇒ 補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、宿泊料金は発生するので宿泊税は課税となります。なお、補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

例 6) 連泊割引における宿泊料金

⇒ 連続して宿泊（以下「連泊」という。）をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算した金額を宿泊料金とします。

⇒ 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

⇒ 宿泊料金が無料になるような割引の仕方（例：5連泊したら内1泊分は無料など）の場合は、無料となる日の宿泊税は課税対象となりません。

例 7) 延長等があった場合における宿泊料金

⇒ 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

例 8) ウィークリーマンション等の場合における宿泊料金

⇒ 週単位、月単位等の長期にわたるウィークリーマンション等の利用で旅館業法による宿泊に該当する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例 9) 清掃料金を強制的に徴収している場合における宿泊料金

⇒ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊あたりの宿泊料金を算出します。

例 10) 低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合における宿泊料金

⇒ 宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

(4)課税免除

①年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（小学生以下）

注) 小学生以下は課税免除となります。

②学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の行事として行われる旅行に参加する者

- 注) 対象者は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の施設に通う児童、生徒又は学生並びに引率者が対象です。
- 注) 引率者とは、生徒等の引率を行う学校等関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。なお、旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。
- 注) 対象となる学校の行事は、学校、学年、施設全体として実施される行事（修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学、部活動公式戦等）です。

【証明書の様式】

学校等の行事であることの証明書	
宿泊日	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ()泊
種類	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> 学習合宿 <input type="checkbox"/> 林間学校 <input type="checkbox"/> 社会科見学 <input type="checkbox"/> 部活動 <input type="checkbox"/> その他の行事名()
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む)	人
備考	

上記の宿泊については、岐阜市宿泊税条例第4条及び岐阜市宿泊税条例施行規則第4条に規定する、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____
学校名 _____
(園名) _____
学校長名 _____
(園長名) _____ 印 _____

記載にあたっての注意事項

- 課税免除なる宿泊人数には、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している方及び引率の方を含みます。
- 引率の方とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校等の関係者や、部活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

<手続きについて>

- 学校長等の施設の長が「学校行事であることの証明書」を作成し、宿泊事業者へ提出する必要があります。
- 証明書を提出しない場合は、課税免除にはなりません。
- 宿泊事業者は、受領した証明書の写しを申告の際に市へ提出してください。なお、月をまたぐ宿泊の場合は、当初の宿泊月の申告時のみの提出となります。
- 証明書の原本は、宿泊施設にて5年間保管が必要です。

(5) 特別徴収義務者交付金

申告納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的に、宿泊税納入額に2.5%を乗じた金額を特別徴収義務者へ交付いたします。

①交付対象者

交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月1日から3月31日まで（以下「算定対象期間」という。）に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者となります。

②交付金の額

- a) 算定対象期間に申告納入された宿泊税（本税）の合計額に2.5%を乗じて得た額とします。
- b) 計算後の交付額が1,000円未満であるときは、1,000円を上限に申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。
- c) 申告納入した宿泊税の合計額が1,000円未満であるときは、申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

注) 算定対象期間において、過誤納金の還付、充当又は修正申告等により税額更生したときは、特別徴収義務者が算定対象期間に申告納入した宿泊税額にこれらに係る額を加算し、又は控除します。

【a の例】

前年度の4月1日から3月31日までに申告納入した宿泊税額が、

100,000円（200円×500人相当）であった場合

$$100,000\text{円(宿泊税額の合計)} \times 2.5\% = 2,500\text{円}$$

交付額 = 2,500円

【b の例】

前年度の4月1日から3月31日までに申告納入した宿泊税額が、

30,000円（200円×150人相当）であった場合

$$30,000\text{円(宿泊税額の合計)} \times 2.5\% = 750\text{円}$$

交付額 = 1,000円（1,000円を上限に申告納入した宿泊税の合計額と同額）

【c の例】

前年度の4月1日から3月31日までに申告納入した宿泊税額が、

800円（200円×4人相当）であった場合

交付額 = 800円（申告納入した宿泊税の合計額が1,000円未満のため、
申告納入した宿泊税の合計額と同額）

注) 交付時期や手続き方法等は、詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

(6) その他

①過料 (地方税法第733条の8、岐阜市宿泊税条例第10条)

地方税法第733条の8に基づき、特別徴収義務者が納税管理人について正当な理由なく申告しない場合に、10万円以下の過料を科します。

②減免 (岐阜市宿泊税条例第11条)

天災その他特別の事情がある場合に、宿泊税を減免することができます。

③罰則 (岐阜市宿泊税条例第23条)

地方税法に規定する法定外目的税に関する罰則に加え、岐阜市宿泊税条例において定める特別徴収義務者にかかる帳簿の記載事項等に違反した場合に、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科します。

④制度の見直し (岐阜市宿泊税条例附則第6項)

社会情勢の変化等に的確に対応し、より効果の高い制度運用を図るため、制度導入後3年ごとに見直しを実施します。